

MiniMax「M3.1 Flash」技術・知財・実務影響調査報告

調査基準日：2026年10月20日（日本時間）

想定読者：日本企業・研究機関の知財、法務、研究開発、情報セキュリティ、調達担当者

本報告は、2026年10月19日にMiniMaxが公開した「MiniMax-M3.1-Flash」について、MiniMaxの公式発表・API文書・訓練データ公開資料を中心に、特許公報、日本法令・政府資料、競合各社の公式文書、主要メディアを照合して評価したものである。個別企業の社内利用ケース、業種、機密区分、契約案、利用地域、既存特許ポートフォリオは未指定であるため、以下では「未公開発明、ソースコード、顧客・従業員情報、共同研究データを扱う可能性がある日本企業・研究機関」を標準ケースとしている。

エグゼクティブサマリ

結論として、M3.1 Flashは「技術・価格面ではかなり魅力的だが、知財・機密情報を扱う日本企業にとっては、現時点では“無条件の本番採用”より“契約・データ統制を付けた限定導入”が妥当である。MiniMaxはM3.1 Flashをエージェント、コーディング、Computer Use、サイバーセキュリティ向けに大幅強化し、通常条件で200 tokens/sec超、P50で170 tokens/sec超、入力100万トークン、入力\$0.15/100万トークン、出力\$0.60/100万トークン、キャッシュ入力\$0.015/100万トークンと公表している。公式ベンチマークではDeepSWE v1.1 73.7%、OSWorld V2 61.7、CyberGym 82%などを掲げる。ただし、これらは基本的にベンダー公表値であり、ユーザー企業の実ワークロードでの独立再現とは区別すべきである。」¹

アーキテクチャについては注意が必要である。M3.1 Flashのプレビュー版資料は、**MoE、総428Bパラメータ、約23B active parameters、sparse attention、ネイティブ視覚エンコーダ**を記載していた。一方、10月19日の正式版発表が明示的に再確認しているのは、従来より「より積極的なsparsity」を採用したことなどであり、428B/23Bという数値を正式版仕様として再掲していない。したがって、これらのパラメータ数は現時点では「M3/M3.1系の有力なアーキテクチャ情報」であって、正式版の確定仕様として契約書や特許クレームチャートに固定すべきではない。²

知財担当者にとって最も重要な新情報は、MiniMaxがEU AI Act対応の訓練コンテンツ概要を10月19日に更新し、**MiniMax-M3とMiniMax-M3.1-Flashの双方を対象モデルとして明記したこと**である。そこでは、前処理後の事前学習コーパスがテキスト・画像・動画を合わせて**100兆トークン超**、画像10億枚超、動画100万時間超とされ、公開データ、パートナーデータ、合成データ、人間作成データ、技術文書、ソースコード等を含むと説明されている。MINIMAX_UAというクローラで2025年4月～12月に公開ウェブを収集し、robots.txt等のオプトアウトを尊重するとしている。³

同資料には、**当該AIモデルとのユーザー対話における入力・プロンプトはモデル訓練に使用していないと明示される**一方、MiniMaxの「他のサービス・製品」におけるユーザー対話データについては、ユーザーの設定・オプトアウト等を前提として基盤モデルの最適化に利用し得ると説明される。また、第三者から取得する非公開データ、合成データ、自社M2.7その他のモデル・第三者モデルによる合成データも利用する。このため、「M3.1へのAPI入力は学習されない」という一点だけから、保持・ログ・サービス改善・安全性監視等の二次処理まで存在しないと推論してはならない。⁴

オンプレミス導入は、2026年10月20日時点ではM3.1 Flashについてまだ実用的な選択肢ではない。公開時点で利用できるのはAPI、M Plan、MiniMax Codeであり、MiniMaxはM3.1 Flashのモデルウェイトを「後日

公開する」としている。MiniMaxの現行ローカルデプロイ文書にはM3等は存在するがM3.1 Flashはまだ掲載されていない。したがって、少なくとも現時点では「インターネット非接続の完全オンプレ推論」をM3.1の情報管理対策として採用することはできない。 5

知財リスクの優先順位は次のように評価する。

リスク	現時点の評価	知財担当者としての意味
営業秘密・未公開発明の外部送信	高	標準公開資料だけではM3.1 APIについてZDR、日本国内データレジデンシー、CMK、専用環境等を十分確認できない。契約確認前の特許草稿・ソースコード投入は避けるべき。 6
出力の著作権・OSSライセンス	中～高	学習データにソースコード等を含むため、生成コード・文書について類似性、依拠性、OSSライセンスを個別確認する必要がある。 7
第三者特許のFTO	中（API利用）／ 中～高（将来の国内セルフホスト）	sparse attention、MoE routing、長文脈推論、分散推論等は特許密集領域。API利用時と自社実装・セルフホスト時では侵害主体・日本国内での「実施」の評価が変わる。 8
MiniMaxとの契約・補償	中～高	標準API条項の出力権利帰属、第三者IP補償の範囲、責任上限等を個別確認すべき。OpenAIやGoogleほど公開資料上の企業向けIP保護が明確ではない。 9
商標・表示	中	生成広告、UI、製品名、コード内表示等に第三者標章が入り得るため、公開利用時のクリアランスが必要。 10
ベンダー訴訟・継続性	中～高	MiniMaxは別製品Hailuo AIを巡り米国大手映画会社から著作権訴訟を受け、2026年5月には管轄を理由とする却下申立てが退けられている。これはM3.1の侵害認定を意味しないが、ベンダーDDでは無視できない。 11

推奨する初期方針は「M3.1 Flashの利用禁止」ではなく、「公開・低機密データに限定した30日パイロットを認め、機密・特許・個人情報については契約と技術統制が整うまでゲートする」ことである。価格・速度は競争力が高く、コーディングや特許調査の補助に利用価値がある一方、エージェント能力の強化は、従来のチャットボットよりも「AIが外部ツールを実行する」リスクを増幅するためである。MiniMax自身もM3.1をComputer Use、コード監査、脆弱性修正、ペネトレーションテスト等に強いモデルとして位置付けている。 12

技術仕様と公開情報の確度

M3.1 Flashは単なる「高速なチャットLLM」より、**長文脈・マルチモーダル・推論・ツール利用を一体化したエージェント実行モデル**として見る方が正確である。公式APIはHTTPのほかAnthropic SDKを推奨し、OpenAI SDK互換も提供するため、既存のClaude/OpenAI向けエージェント基盤からの切替コストを抑えやすい。 13

項目	M3.1 Flashの確認状況	実務上の評価
公開日	2026年10月19日。 12	本報告時点で公開翌日のため、企業運用・第三者評価の蓄積はまだ少ない。

項目	M3.1 Flashの確認状況	実務上の評価
アーキテクチャ	正式版は「より積極的なsparsity」を明記。Preview/M3系資料ではMoE、428B総パラメータ、約23B active、sparse attention、ネイティブ視覚系が示される。 ²	パラメータ数は正式版として未再確認。 FTOでは推測に依存せず実装・ウェイト公開後に再調査。
コンテキスト	1,000,000 tokens。最大トークン数は入力＋出力の合計。 ¹⁴	特許群、設計書、リポジトリ等を一度に扱える一方、機密情報を大量送信する事故の「一回当たり影響量」も大きくなる。
入出力	テキスト、画像、動画をネイティブに理解し、テキスト出力。ツール利用・thinking blocksをサポート。 ¹⁵	特許図面・GUI・動画評価等にも展開可能。
推論	常時reasoningを行い、thinking depthを調節可能。 ¹⁶	深い推論は品質向上に有用だが、コスト・レイテンシ・監査ログ設計に影響。
速度	一般的な出力で200+ TPS、P50で170+ TPSとMiniMaxが公表。 ¹²	大量のコードレビュー、特許要約、エージェント反復に適する。ベンダー値なので社内再測定が必要。
コーディング	DeepSWE v1.1で73.7%を公表。 ¹²	R&Dの実装速度を上げ得るが、生成コードの由来・脆弱性・特許実施には別検証が必要。
Computer Use	OSWorld V2 61.7、Agents' Last Exam 29.6を公表。 ¹²	ブラウザ・IDE・業務SaaSをAIが操作するユースケースでは権限分離が必須。
サイバー能力	CyberGym 82%。コード監査、脆弱性修正、ペネテスト、マルウェア解析、リバースエンジニアリング等の強化を公表。 ¹²	デュアルユース能力が高く、開発者PCや本番環境への無制限ツール権限は避ける。
API価格	入力\$0.15/M、出力\$0.60/M、cache hit入力\$0.015/M tokens。 ¹²	Claude Sonnet級より桁違いに安価。もっとも、総コストは推論トークン、反復回数、ツール呼出し等に左右される。
API互換性	Anthropic SDK推奨、OpenAI SDK/Responses API互換。 ¹⁷	ベンダー切替やmulti-model gatewayを構築しやすい。
M Plan	M3.1 Flashを利用可能。ただしMiniMax自身が個人・対話型開発向けとし、productionにはpay-as-you-go APIを推奨。 ¹⁸	企業本番をM Plan前提で設計しない。
オンプレ／ウェイト	公開時点ではAPI/M Plan/MiniMax Code。ウェイトは後日公開予定。 ¹⁹	現時点で完全オフライン運用を前提に承認しない。
ファイル保持	File APIのvideo understanding用アップロードは最大7日保持と公式文書に記載。 ²⁰	特許動画・試験動画等をアップロードする場合は特にデータ分類が必要。

訓練データで分かったこと

10月19日更新のMiniMax自身のEU向け公開概要は、対象モデル名に**MiniMax-M3.1-Flash**を明記している。事前学習コーパスは100兆トークンを超え、テキストが中心で、画像10億枚超、動画100万時間超とされる。内容は公開ウェブ、参照資料、科学・技術コンテンツ、技術文書、ソースコード、画像・テキストデータ、動画・字幕・メタデータ、パートナー提供情報、合成データなどである。収集されたデータの一部は2026年1月までのものを含む。 ²¹

重要なのは、「公開データ」だけではない点である。同概要は、第三者とのパートナーシップによる非公開資料やアーカイブ、メタデータ等へのアクセスがあり得ること、さらに権利者とのtransactional commercial licensingという分類とは別に、**private databases/data intermediaries等から取得する非公開データも存在する**と回答している。MiniMaxはこれらを関連法令に従い取得すると説明しているが、個々のデータセット、個々の権利処理、利用許諾の範囲は公開されていない。これは直ちに違法を意味しない一方、企業ユーザーが「訓練素材はすべて権利者から直接ライセンス済み」と表明する根拠にもならない。 ²²

クローリングについてはMINIMAX_UAを利用し、2025年4月～12月に公開オンライン情報を収集し、robots.txtのAI training opt-outを尊重し、paywall、CAPTCHA、ログイン制限を回避しないとMiniMaxは説明している。対象には研究・学術・特許・技術リポジトリ、法令・政府資料、文書共有サイト等も含まれる。 ²³

一方、ユーザーデータについては微妙な線引きがある。EU向け概要では、**対象モデルとのユーザー対話における入力・プロンプトは訓練に使用していない**と回答する一方、「provider's other services or products」のユーザー対話データについては、プライバシー設定等を条件に基盤モデル改善に使い得るとしている。MiniMax API Privacy Policyも個人データについて一定の利用制限を説明しているが、これだけでは企業秘密についての「保存ゼロ」「サービス改善にも一切使わない」「人間レビューなし」までを意味しない。 ²⁴

さらに、合成訓練データにはMiniMax-M2.7、自社内部モデル、第三者モデル等が使われ、instruction following、論理推論、コード生成、マルチモーダル、安全性・評価用途の合成データが含まれる。 ²⁵

セキュリティ・プライバシーの評価

公開APIはBearer API keyで認証し、API keyとM Plan用Subscription Keyを分離する。MiniMaxはキーを共有・コードリポジトリへコミットしないよう明記している。 ²⁶

ただし、2026年10月20日時点で確認できた公開一次情報からは、**M3.1 FlashについてOpenAIのZDRに相当する明示的なzero-data-retention制度、日本国内データレジデンシー、customer-managed encryption key、private endpoint、M3.1専用のSOC 2/ISO 27001保証、詳細な標準ログ保持期間を確認できなかった**。これは「機能が存在しない」と断定する意味ではなく、公開情報だけでは機密R&D用途を承認する根拠が不足する、という調達上の評価である。対照的にOpenAIは適格API顧客向けZDRとデータ保持制御を明示的に公開している。 ²⁷

したがって、M3.1を「特許ドラフトや未公開コードまで投入可」とするには、少なくとも**入力・出力の保存期間、キャッシュの実体と保持期間、training/fine-tuning/service improvementへの利用禁止、サブプロセッサ、データ所在地、政府アクセス、削除、事故通知、暗号化、監査証跡**をMiniMaxから書面で取得することが望ましい。

知財・法務リスク分析

特許

M3.1 Flashを利用するだけで、当然にMiniMaxや第三者の特許を侵害するわけではない。特許侵害は、最終的には日本の有効な特許請求項と、日本国内で行われる製造・使用・提供等の具体的な「実施」を対応させて判断する必要がある。ベンチマーク性能が似ていることや、両モデルが「sparse attention」を使うという抽象的共通性だけでは侵害判断にはならない。²⁸

一方、M3/M3.1系が利用する技術分野には特許活動が相当存在する。今回の公開公報スポット調査では、MiniMax系出願人名として表示されるShanghai Xiyu Technology / Shanghai Xiyu Jizhi等について、少なくとも以下の文献を確認した。

公開・登録番号	技術テーマ	公開情報からの示唆
CN122154843A	テキスト言語モデルの分散学習方法・装置等	2026年1月出願、6月公開の比較的新しい学習基盤系出願。 ²⁹
CN120525048A/B	モデル推論方法・装置	2025年出願、2026年に登録情報が確認される推論系ファミリー。 ³⁰
CN120029788A	MoEのロードバランシング	M3/M3.1のMoE系構成と技術領域が近く、MiniMax自身も当該分野で権利化を進めていることを示す。 ³¹
CN120523594B	データ並列処理	大規模モデルの分散計算系ポートフォリオの一例。 ³²
WO2025241433A1	ロールプレイ対話データ生成	モデル本体だけでなく学習データ生成にも出願領域が及ぶ。 ³³

ただし、これは網羅的なMiniMax特許ポートフォリオ調査ではない。出願人表記の揺れ、譲渡、関連会社、PCT国内移行、未公開出願があり、出願から原則18か月程度は公表されない場合もあるため、「M3.1固有特許が検索で見つからない＝存在しない」とは評価できない。本調査では、名称に「M3.1 Flash」を明示した日本特許を確認できていない。

第三者側では、例えばBaidu系のJP2026516535Aを含むファミリーがsparse attention networkのsparse processingを対象としていることが確認できる。また周辺文献にはGoogleやKwai等のsparse attention関連出願が現れる。これはMiniMax侵害の証拠ではないが、**sparse attention、MoE routing/load balancing、KV/cache、長文脈推論、分散推論・並列化はFTO調査を省略すべきでない特許密集領域**である。³⁴

実務上、M3.1を単に国外ホストAPIと呼ぶケースと、将来ウェイトを取得して日本国内GPUクラスタにデプロイするケースは分けて評価すべきである。前者ではサーバ側の特許方法を誰がどこで実施するかが問題となる一方、後者では日本国内でユーザー企業自身がモデル推論処理を直接実施するため、FTOの重要度が一段上がる。これは個別クレーム構造・サーバ所在地・システム構成に依存するため、国内セルフホスト開始前に再検索・クレームチャート作成を行うのが安全である。³⁵

また、M3.1が発明創出を強力に補助できても、**日本で特許出願する際に「AIを発明者として記載する」という運用は採るべきでない**。2025年1月30日の知財高裁判断を踏まえ、特許庁資料は特許法上の発明者は自然人に限られるという現状を整理しており、一方でAIの助けを借りた発明について、発明の実質的特徴に創造的貢献をした自然人を発明者とし得ると説明している。したがって、研究記録には「人間がどの課題設定、選択、評価、技術的特徴の形成を行ったか」を残すことが重要になる。³⁶

著作権・訓練データ・生成物

日本法上、AI学習のための著作物利用には著作権法30条の4が重要であり、文化庁は情報解析等の「著作物に表現された思想・感情の享受を目的としない利用」について許諾なく行える場合がある一方、著作権者の利益を不当に害する場合などは例外になり得ると整理している。例えばAI学習向けに販売されるデータベースの無許諾利用等では30条の4ただし書が問題となり得る。 37

しかし、M3.1の訓練が日本著作権法だけで完結するわけではない。MiniMaxの資料自身が世界各地の公開データ、第三者データ、クローリング、合成データを利用していると説明しており、訓練行為・収集行為の場所やデータ源ごとに米国、EUその他の著作権・契約・データベース規制が関係し得る。MiniMaxがrobots.txt等の権利留保を尊重すると説明していることはプラス要素だが、全訓練素材について権利紛争が存在しないことの保証ではない。 38

生成物の「契約上の所有」と、日本著作権法上の「著作権が発生するか」は別問題である。文化庁は、AIが自律的に生成したものは原則として著作物に該当しない一方、人間に創作意図と創作的寄与があり、AIを表現の道具として使ったと認められる場合は著作物となり得る、と整理する。長大なプロンプトを書いたという事実だけで自動的に創作的寄与になるわけではなく、具体的な表現選択・修正等を個別判断する考え方である。 39

したがって、知財部門が「M3.1が生成した発明説明文・図表・コードは当社著作物である」と一律に宣言するのは危険である。重要成果については、人間による加筆・構成・選択・編集の履歴を残し、著作権が必要な成果物では人間の創作的寄与を明確化する方がよい。特許明細書については著作権そのものよりも、発明者性、秘密保持、正確性、出願前公知化防止の方が通常は重大である。 40

逆に、M3.1出力に著作権が成立しない場合でも「自由に使える」とは限らない。文化庁は、AI生成物が既存著作物と類似し、**かつ依拠性が認められる**場合には、その生成・利用が著作権侵害となり得ると整理している。既存作品名や具体的作品を入力した場合などは依拠性判断上特に注意を要する。 41

ソースコードについても同様である。M3/M3.1対象の訓練資料概要は、訓練コンテンツにsource codeを含むと明示している。このことだけで生成コードがOSSコードの複製になるわけではないが、長い・特徴的なコード片を製品へ直接採用する場合は、SCA、類似コード検索、ライセンス表示確認を通すべきである。 42

商標・営業秘密

M3.1が生成する製品名、広告、ウェブUI、コードサンプル等には、既存ブランド、ロゴ、商品・サービス名が含まれる可能性がある。商標権侵害の有無は指定商品・役務や商標的使用等に依存するため、**生成された名称をそのまま新製品ブランドとして採用せず、通常の商標クリアランスを維持することが必要である。**また「MiniMax」「M3.1 Flash」の標章についても、MiniMaxとの提携・認証を誤認させる表示を避け、公開されているブランド・契約条件に従うべきである。MiniMaxのAPI Termsも同社の商標等の無断利用を制限している。 43

営業秘密については、不正競争防止法が「秘密として管理されている」「有用」「公然と知られていない」情報を営業秘密として保護する。外部AIへの送信が直ちに秘密性を消滅させると一律にはいえないが、契約上の秘密保持やアクセス制御を行わず従業員が自由に外部生成AIへ投入できる状態は、「秘密として管理していた」という将来の立証を弱める方向に働き得る。 44

特にM3.1はComputer Useやツール利用が強いため、「ユーザーが秘密をプロンプトに貼る」だけが漏えい経路ではない。IDE agentが自律的にリポジトリを読み、設定ファイル、API key、未公開仕様、特許草稿をコンテキストへ取り込む可能性まで統制対象とすべきである。これは従来型チャット利用よりも、**実行権限と**

データアクセス権限を知財管理に含める必要があることを意味する。M3.1の強化されたagentic coding/Computer Use性能がこのリスクを実務上重要にしている。 45

API・ライセンス・ベンダー訴訟

M3.1 Flashのウェイトはまだ公開されていないため、現時点で**M3.1 Flash固有のopen-weight licenseは存在しない／少なくとも公開確認できない**。現在の利用は主としてMiniMax Open PlatformのAPI Terms等に基づく。将来ウェイトが公開された場合、ライセンスを改めてレビューする必要がある。 46

ここで過去モデルを安易に類推しないことが重要である。MiniMax-M3の公開ウェイトには独自のModified-MIT系条件があり、一定規模を超える商用利用について事前の書面承認を要求する条件が掲載されている。**M3.1 Flashが同条件になるとはMiniMaxは発表していないので**、M3ライセンスをそのままM3.1に適用してはならない一方、「MITと呼ばれているから大企業でも無条件」と考えることも避けるべきである。 47

API Termsについて、本調査で取得できた公開テキストは、AI Outputの正確性・完全性等を保証しないこと、知財クレームに関する処理条項が存在すること等を示す。しかし、**OpenAIの「顧客がInputを保持し、Outputを所有する」という明確な譲渡条項や、Google/OpenAIの企業向け生成出力IP補償に相当する権利配分が、M3.1 APIについてどこまで及ぶかは、公開クロールだけでは十分明瞭に確認できなかった**。本番採用時はWeb掲載条項ではなく、実際に適用される契約版を保存し、Output ownership、非侵害保証、defense/indemnity、補償上限を条項番号単位で確認すべきである。 48

なお、MiniMaxの一般App/Web規約にはUser Generated ContentについてMiniMaxが所有権を主張しない一方、ユーザーがMiniMax側に広範な利用ライセンスを与える条項が存在する。しかし、この規約自身がAPI利用には別のOpen Platform Termsが適用されると明記しているため、**一般アプリ規約の条項をM3.1 APIへそのまま適用して評価してはならない**。 49

また、Disney、Universal、Warner Bros. Discoveryは2025年にMiniMaxを米国で提訴し、Hailuo AIにおける著作権キャラクター等の利用を争っている。2026年5月には連邦裁判所がMiniMaxの管轄に基づく却下申立てを退け、事件は継続している。これは**Hailuoを巡る係争中の主張であり、M3.1 Flashの訓練・出力が侵害すると裁判所が認定したものではない**。それでも企業調達上は、IP補償能力、訴訟によるサービス・モデル変更、差し止めリスク等をDDに加える理由になる。 11

日本企業・研究機関への実務影響

M3.1の最大の利点は、100万トークンの長文脈と高速・低価格な推論を組み合わせ、従来コスト上難しかった「大量文書＋コード＋図面をAIにまとめて処理する」ユースケースを現実的にすることである。反面、知財実務では「AIへ送る情報量」そのものが急増するため、誤送信時のインパクトも増える。 1

製品開発では、コード生成、コードレビュー、リポジトリ横断修正、テスト生成、UI操作自動化が有力用途となる。M3.1はコーディング・Computer Useを主要強化点としているため、人間がコピー＆ペーストする従来型利用より、自動的にファイルを読み書きするエージェント利用へ進む可能性が高い。ここでは「生成コードのレビュー」だけでなく、AIに与えるファイルアクセス、shell権限、ネットワークegress、本番資格情報を統制する必要がある。 45

特許戦略では、先行技術の要約、クレーム比較、発明発掘インタビューの整理、技術ランドスケープの一次処理などにコスト優位が期待できる。一方、M3.1が発明案を提案した場合は、人間発明者の創造的貢献を事後に説明できるよう、発明届に「AI使用有無」「入力した先行情報」「人間が決定した技術的特徴」「検証実験」を記録する欄を設けることが望ましい。日本の現行実務では自然人発明者が前提である。 50

契約では、通常のクラウドSaaS契約より広い確認が必要となる。最低限、①入力・出力の所有・利用権、②訓練・改善への利用禁止、③秘密保持、④保持期間・削除、⑤データ所在地・国外移転、⑥サブプロセッサ、⑦第三者IPクレームの防御・補償、⑧非侵害保証の有無、⑨責任上限、⑩情報漏えい時の通知、⑪サービスレベル・レート制限、⑫モデル廃止・バージョン変更、⑬監査権、⑭終了時のデータ返還・削除を確認すべきである。MiniMax自身がM Planはproductionより対話型個人開発向け、productionにはpay-as-you-goを推奨しているため、基幹製品をM Plan依存にすべきではない。 51

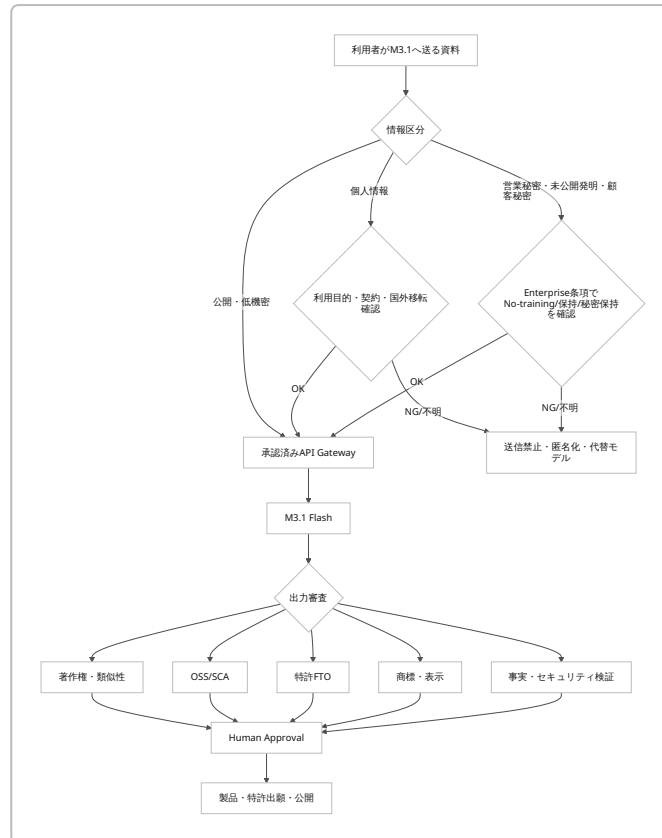
SLAについては特に慎重であるべきで、M Plan文書はピーク時にdynamic rate limitingを行い得ると明記している。したがって、「APIが使える」ことと、「契約上99.9%等の可用性、復旧時間、サービスクレジットが保証される」ことは別である。本番採用時には標準公開資料だけで済ませず、必要なSLAを別途契約するのが望ましい。 51

個人情報保護法対応では、個人情報保護委員会は生成AIサービスに個人データを入力する場合、本人同意なく入力するケースで、当該データが回答生成以外の目的で扱われるかどうか、特に機械学習に利用されないこと等を十分確認するよう注意喚起している。したがってM3.1のEU訓練概要に「モデルへのプロンプトを訓練に使わない」とある点は有利な材料ではあるが、保持、サービス改善、海外移転等を含む契約・プライバシーポリシーの確認を省略できない。 52

日本ではAI法が2025年6月に公布され同年9月に全面施行され、政府はAIの適正性確保に関する指針を整備している。また経済産業省のAI事業者ガイドラインも更新が続いているため、M3.1採用を単なるIT調達ではなく、既存のAIガバナンス・リスクマネジメントの対象に組み込むべきである。 53

研究機関については、共同研究契約上の秘密情報、未公表論文、査読中原稿、被験者データ、共同研究先が権利を有するソースコードを特に分離する必要がある。自機関が「AIへの入力を許可」できても、共同研究相手から得たデータまで入力する権限があるとは限らない。これはモデル固有というより契約上の権利チェーンの問題であるが、100万トークン文脈で複数資料を一括投入できるM3.1では実務上の発生確率が高くなる。 14

推奨する社内ゲートは次のようになる。



この設計で重要なのは、AI出力を最後に人間が見るだけでなく、**入力前とツール実行前にもゲートを置くこと**である。エージェント型モデルでは「出力だけを審査するAIポリシー」は不十分になりやすい。M3.1がツール利用、Computer Use、コーディングを重点強化しているためである。¹²

競合モデルとの比較

以下は2026年10月20日時点で、M3.1 Flashの用途に比較的近い「高速・エージェント／コーディング指向」の主要モデルを比較したものである。各社でトークン計算、推論トークン、キャッシュ、ツール料金が異なるため、単純な\$/token比較だけでTCOを決めるべきではない。

モデル	主な技術・アクセス	公開価格の目安	ライセンス・知財の特徴	企業向けプライバシー／運用
MiniMax M3.1 Flash	1M context、text/image/video理解、tool use、tunable thinking。API、M Plan、MiniMax Code。weightsは後日予定。 ⁵⁴	\$0.15/M input、\$0.60/M output、\$0.015/M cached input。 ¹²	現時点でM3.1 open-weight licenseなし。API Terms適用。公開情報上、出力権利譲渡・IP補償を競合ほど明確には確認できず、契約精査が必要。 ⁵⁵	M3.1固有ZDR、日本residency等は公開一次情報で未確認。M Planはproduction非推奨。 ⁵¹

モデル	主な技術・アクセス	公開価格の目安	ライセンス・知財の特徴	企業向けプライバシー／運用
OpenAI GPT-6.1 Sol	agentic coding、computer use、professional workを重点強化。APIおよびBusiness/Enterprise等で提供。 ⁵⁶	Astraの標準input/output価格の約1/5と公表。cached inputは\$0.10/M。 ⁵⁷	Business Termsでは顧客がInputの権利を保持し、Outputの権利を顧客へ譲渡する構造。一定のOutput IP claimについて補償制度あり。 ⁵⁸	Enterprise/API向け非学習方針、適格顧客向けZDR、保持制御、EKM等を公開。 ⁵⁹
Anthropic Claude Sonnet 5.5	agentic coding/knowledge work向け、Sonnet 5比30%+高速と公表。API、主要クラウド経由で提供。 ⁶⁰	\$2/M input、\$10/M output、cache read \$0.10/M。 ⁶¹	Commercial Termsで企業顧客向けcopyright indemnityを提供。ただし改変、顧客プロンプト等の除外あり。 ⁶²	商用契約・クラウド経由のセキュリティ体系が成熟。詳細は導入形態ごとの契約確認が必要。 ⁶³
Google Gemini 3.8 Flash	GA。text/image/audio/video input、text output、1,048,576 context、最大65,536 output。 ⁶⁴	Google Cloud課金体系。利用形態で異なる。 ⁶⁵	Google Cloudの契約ではGenerated OutputをCustomer Dataとして扱い、Googleが新規IP所有を主張しない構成。一定の生成AI IP indemnityあり。 ⁶⁶	Google Cloudのenterprise controlと組み合わせやすく、モデルライフサイクルも公開。3.8 Flashは少なくとも2027年9月2日以降まで提供予定とされる。 ⁶⁷
DeepSeek V4.1 Flash-1017	2026年10月17日更新。agentic/codingを狙うFlash系。現行deepseek-flashが1017版ヘルディング。 ⁶⁸	Flashでcache miss \$0.15/M off-peak、\$0.30/M peak input、output \$0.60/M off-peak、\$1.20/M peak 等。 ⁶⁹	API Termsの個別確認が必要。当該1017版についてM3.1と同様、モデル本体・API契約・公開ウェイトの区別を付けるべき。	コスト面ではM3.1の直接競合。企業の地政学・政府調達・データ所在要件を別途評価すべき。

この比較から見ると、**M3.1 Flashの最大の差別化は「1M context+agentic/coding性能+非常に低い固定API価格」**である。Claude Sonnet 5.5の標準価格に対し、単純なトークン単価ではM3.1は入力約13分の1、出力約17分の1であり、反復回数の多いエージェント処理では大きな差になり得る。 ⁷⁰

一方、**知財担当者の視点では価格表だけでMiniMaxを勝者と判断できない**。OpenAIはOutputの権利帰属、IP補償、ZDR等を比較的明示しており、GoogleもGenerated Outputの契約的位置付けや生成AI向けIP補償を公開している。MiniMaxについては、本調査時点の公開情報だけでは同等の企業向け保護を十分確認できないため、機密R&D案件では「価格差の一部を契約・統制コストとして見込む」べきである。これは公開資料を比較した本報告上の評価である。 ⁷¹

推奨アクションプラン

短期：今後30日

30日以内の目標は、M3.1を全面禁止または全面解禁することではなく、「どの情報・どの用途なら使えるか」を契約・技術・知財の三面で定義することである。

時期	アクション	主担当	完了条件
初週	社内でM3.1/MiniMax Code/M Plan/APIの既利用を棚卸し。ブラウザ利用、IDE plugin、API key、個人契約を含める。	IT・知財・セキュリティ	利用者、投入データ、利用目的、モデル、アカウントを一覧化。
初週	暫定ポリシーとして未公開特許、発明届、ソースコード全体、顧客秘密、個人データを標準M3.1へ投入しない。	知財・法務	社内AI利用基準へ追記。
2週目	MiniMaxへenterprise due-diligence questionnaireを送付。	調達・法務・セキュリティ	retention、training、service improvement、cache、所在地、subprocessor、政府アクセス、暗号化、事故通知、監査、削除、認証を回答取得。
2週目	API Terms・Privacy Policy・DPA・SLAを版管理して保存し、契約差分レビュー。	法務	出力権利、indemnity、責任上限、準拠法、変更通知、終了後削除が条項単位で確認済み。
2～3週目	M3.1関連FTO一次検索。	知財	sparse attention、MoE routing/load balancing、KV/cache、long context、distributed inference、multimodal encoder、agent orchestrationでJP/US/CN/PCT検索。
3週目	公開・ダミーデータ限定の技術パイロット。	R&D	自社コード・日本語特許・図面・長文書で性能、幻覚、速度、費用を実測。
3～4週目	出力IP検査をCI/CDに追加。	R&D・知財	SCA、license scan、秘密情報scan、類似コード確認、商標確認を通さないコードはmerge不可。
月末	Go/Conditional Go/No-Go判定。	AIガバナンス委員会	機密度別の利用マトリクスと承認者を確定。

契約交渉では特に、「Customer Contentをモデル訓練・サービス改善に使用しない」「保持期間を明記」「秘密保持義務」「削除義務」「第三者IPクレームの防御・補償」「MiniMaxが訓練データについて必要な権利を有するとの表明」「侵害申立て時のモデル代替・改修」「重大セキュリティ事故の迅速通知」を優先する。MiniMaxの公開訓練概要は透明性向上として評価できるが、権利者別の完全な権利チェーンまでは公開していないためである。 ²²

特許調査では「MiniMax自身の特許」だけでなく第三者を中心に検索すべきである。FTOの対象は競合企業、GPU/accelerator企業、大学等を含む。特に将来M3.1ウェイトを国内デプロイする予定がある企業は、API利用時より詳細なclaim chartを早い段階で準備すべきである。 8

中期：今後6か月

6か月では、実験的統制を標準的なAI調達・開発プロセスへ組み込む。

まず、MiniMaxだけの専用実装を避け、OpenAI/Anthropic互換APIを利用した社内model gatewayを設置し、用途ごとにM3.1、OpenAI、Claude、Gemini等を切り替えられるようにする。M3.1がOpenAI/Anthropic互換インターフェースを提供していることは、このmulti-model戦略と相性がよい。 14

次に、DLP/CASB/API Gatewayによる入力制御を導入する。特許出願前資料、秘密区分、個人番号、API key、秘密鍵、顧客名等を検出し、外部LLMへ送信する前にブロック・マスキングする。エージェントには原則read-only権限を与え、書込み、外部送信、git push、デプロイ、購買、メール送信等にはhuman approvalを要求する。

知財プロセスでは、発明届にAI利用欄を追加し、人間発明者の創造的貢献を記録する。生成コードについてはSBOM/SCAを必須化し、外部リリースする文書・広告・UIには著作権類似性と商標クリアランスを追加する。日本の文化庁・特許庁の整理はいずれも、「AIを使った」事実だけで権利の有無を決めるのではなく、人間の具体的な創作・発明上の貢献を問う方向にある。 40

契約面では、生成AI専用の調達付属書を標準化するのが望ましい。ベンダーごとに以下を同じ表で比較すると、MiniMaxが安価でも「法務上の実質TCO」が高いかどうかを判断できる。

契約項目	最低限求める内容
Input/Output	入力の特権を顧客が保持。出力についてベンダーが可能な限り権利を主張しない／顧客へ譲渡。
訓練・改善	Customer Contentを基盤モデル訓練、fine-tuning、サービス改善に使わないことを明記。
Confidentiality	営業秘密として扱う契約義務とアクセス制限。
Retention	標準保持期間とZDR相当オプション、バックアップ削除時期を明記。
IP indemnity	生成出力・モデル・サービスが第三者IPを侵害したとの請求について、defense、indemnity、代替・改修義務。
SLA	可用性、レート制限、サポート時間、障害通知、service credits。
Security	暗号化、IAM、ログ、脆弱性管理、第三者認証、侵害通知。
Model change	モデル廃止・ルーティング変更・重大仕様変更の事前通知。
Subprocessor	一覧、追加通知、異議申立て、所在地。
Exit	データ削除、移行、ログ・監査証跡の保存。

保険についても、既存のサイバー保険、Technology E&O、メディア賠償、知財侵害補償を点検し、生成AIによる著作権侵害、営業秘密漏えい、AIによる誤操作が除外条項に入っていないか確認する。保険でカバーできることを前提に利用を広げるのではなく、契約上のvendor indemnityと自社保険を二層化するのが望ましい。

長期：1～3年

長期では、M3.1そのものより「**特定モデルへの依存を知財リスクにしない**」アーキテクチャへ移行することを推奨する。

MiniMaxがM3.1 Flashのウェイトを公開した場合は、直ちにオンプレへ移行するのではなく、①新ライセンス、②商用売上・企業規模条件、③派生モデル条件、④再配布、⑤利用制限、⑥日本でのFTO、⑦GPU要件、⑧安全性アップデート責任を再評価する。過去のM3が一般的なMITそのままでなく追加的な商用条件を持つことから、ライセンス名だけによる判断は避けるべきである。 ⁷²

特許戦略では、基盤モデルそのもののsparse attention等を後追いで出願するより、**自社固有データとAIエージェントを組み合わせた工程、自動検査、人間承認、ハルシネーション検出、セキュアなtool orchestration、業界固有のAI利用方法**など、自社が実際に創造的技術貢献を持つ領域を権利化の方が実務的である。同時に、AIで考案した技術について自然人発明者の寄与を証拠化する仕組みをR&D標準に組み込む。 ⁷³

データ戦略では、「公開ウェブで学習した汎用モデル」だけに依存する競争力から脱却し、企業が権利を確認した文献、設計知識、試験結果、失敗データ、社内用語、特許ポートフォリオをRAG等で安全に利用できる**権利クリアなprivate knowledge layer**を整備する。これにより、基盤モデルをM3.1から別モデルへ交換しても、自社知識資産を維持できる。

訴訟準備としては、少なくともモデル名・バージョン、system prompt、主要ユーザープロンプト、参照文書、生成日時、生成結果、人間による修正、SCA結果、承認者を追跡可能にする。ただし、ログ自体に営業秘密・個人情報が蓄積するため、保存期間・アクセス権・legal holdを通常ログとは分けて設計する。文化庁もAI著作権リスク管理で学習データ等のトレーサビリティの重要性を指摘している。 ⁷⁴

証拠・出典と未確定事項

本調査で特に重視した一次情報は以下の通りである。

分類	主な一次情報	本報告での利用
MiniMax公式発表	2026年10月19日「M3.1 Flash: Redefining Agent Performance and Cost」	性能、価格、速度、ベンチマーク、ウェイト公開予定。 ¹²
MiniMax API文書	API Overview、M Plan、Responses/OpenAI/Anthropic互換文書	1M context、API方式、M Plan、本番利用、キー、ツール対応。 ⁷⁵
MiniMax訓練データ概要	EU AI Act Article 53向け「Public Summary of Training Content」、2026年10月19日更新	M3.1を対象モデルとして明記。100兆token超、画像・動画、公開/私有/合成/ユーザーデータ、crawler情報。 ⁷⁶
MiniMax契約・privacy	MiniMax Open Platform Terms、API Privacy Policy	標準契約・出力・個人データ等の確認。 ⁷⁷
MiniMax系特許公報	CN122154843A、CN120525048A/B、CN120029788A、CN120523594B、WO2025241433A1等	分散学習、推論、MoE、データ並列、学習データ生成に関する出願活動。 ⁷⁸

分類	主な一次情報	本報告での利用
第三者特許	Baidu系JP2026516535A等	sparse attention領域のFTO例。MiniMax侵害の証拠としてではなくランドスケープ例として使用。 ⁷⁹
日本著作権法・文化庁	e-Gov著作権法、文化庁「AIと著作権に関する考え方」「チェックリスト&ガイド」	30条の4、AI生成物の著作物性、類似性・依拠性、トレーサビリティ。 ⁸⁰
日本特許実務	特許庁AI発明関連資料	自然人発明者、AI補助発明における人間の創造的貢献。 ³⁶
営業秘密	e-Gov不正競争防止法	秘密管理性・有用性・非公知性。 ⁸¹
個人情報	個人情報保護委員会の生成AI注意喚起	個人データをプロンプト入力する際の目的外利用・学習利用確認。 ⁸²
AIガバナンス	内閣府AI法・適正性確保指針、経産省AI事業者ガイドライン	日本企業のAIガバナンス基盤。 ⁵³
主要報道	Reuters	M3.1公開の独立確認、MiniMax著作権訴訟の現況。 ⁸³
競合一次情報	OpenAI、Anthropic、Google、DeepSeek公式文書	同世代モデルの性能・価格・IP補償・データ保護比較。 ⁸⁴

現時点での重要な未確定事項も明示しておく必要がある。

第一に、ユーザー企業の具体的利用ケースが未指定である。例えば「公開特許の要約」と「出願前発明のドラフト生成」では許容できる契約・情報管理水準が全く異なる。本報告の高リスク評価は後者も想定している。

第二に、**M3.1 Flash正式版の総パラメータ数・active parameters等の完全なアーキテクチャ仕様は未確定**である。428B/約23B active等はPreview/M3系資料には存在するが、正式版発表がすべてを再確認していない。²

第三に、**M3.1 Flashのウェイト公開日と最終ライセンスは未発表**である。したがって、将来のオンプレ利用権、商用制限、派生モデル条件を現時点で確定することはできない。¹²

第四に、MiniMax APIについて、**日本国内データレジデンシー、ZDR相当機能、M3.1向け専用インスタンス、customer-managed key、標準テキスト入力・出力の詳細保持期間等は、本調査で確認した公開一次情報からは十分確認できなかった**。ベンダーへのRFI/RFPで補完すべき事項であり、「ない」と断定するものではない。

第五に、**API Outputの権利帰属、第三者IP補償、訓練データについての保証・補償範囲は、実際に適用される企業契約を入手して再レビューすべき**である。特にWeb上のApp規約、API Terms、M Plan条件を混同しないことが重要である。⁸⁵

第六に、特許調査は公開公報のスポット調査であり、**MiniMaxおよび第三者のFTO調査を完了したものではない**。出願人表記の揺れ、未公開出願、PCT国内移行、継続・分割出願、クレーム補正を追跡する必要がある。とりわけモデルウェイトの国内セルフホストを実施する段階では、JPクレームを対象とする再調査が必要である。⁸⁶

第七に、MiniMaxを被告とする米国著作権訴訟は係属中であり、現時点でMiniMaxの著作権侵害を確定した判決ではない。また争点となっているHailuo AIとM3.1 Flashは異なる製品であるため、この訴訟のみからM3.1の訓練データが違法だと結論付けることはできない。調達上は「係争中のベンダーIPリスク」としてモニタリングするのが適切である。 ¹¹

総合すると、M3.1 Flashは、日本企業が「AIエージェントを大量・低コストで動かす」という点では2026年秋時点で非常に注目度の高い選択肢である。一方、知財部門が承認すべき採用条件は、単なるベンチマーク勝敗ではなく、①秘密情報の流れ、②出力IPの検査、③特許FTO、④自然人の発明・創作寄与の記録、⑤vendor indemnity、⑥データ保持・学習利用、⑦将来のウェイトライセンス、という七つのコントロールが実装できるかで決めるべきである。MiniMaxの10月19日の訓練データ開示は透明性の面で重要な前進だが、それ自体は契約上の保証や第三者権利非侵害保証の代替にはならない。 ⁸⁷

navlist M3.1 FlashとMiniMaxを巡る主要報道 turn6news9,turn6news21,turn6news12

1 5 12 19 45 46 70 MiniMax M3.1 Flash: Redefining Agent Performance and Cost - MiniMax Research | MiniMax

<https://www.minimax.io/blog/minimax-m31f>

2 M3.1-Flash-Preview: Coding & Research

https://agent.minimax.io/tools/m3-1-flash-preview?utm_source=chatgpt.com

3 4 7 21 22 23 24 25 38 42 76 87 file.cdn.minimax.io

<https://file.cdn.minimax.io/public/m3-training-summary-20261019/M3-Public-Summary-of-Training-Content-for-General-V2.pdf>

6 MiniMax API Privacy Policy

https://platform.minimax.io/protocol/privacy-policy?utm_source=chatgpt.com

8 34 79 CN118520912A - 稀疏注意力网络的稀疏处理方法、装置及电子设备

https://patents.google.com/patent/CN118520912A/fr?utm_source=chatgpt.com

9 43 48 77 MiniMax Terms of Service

https://platform.minimax.io/protocol/terms-of-service?utm_source=chatgpt.com

10 商標法

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334AC0000000127_20220401_503AC0000000042&utm_source=chatgpt.com

11 Disney, Universal, Warner Bros Discovery sue China's MiniMax for copyright infringement

https://www.reuters.com/legal/litigation/disney-universal-warner-bros-discovery-sue-chinas-minimax-copyright-infringement-2025-09-16/?utm_source=chatgpt.com

13 14 17 26 54 75 API Overview - Models - MiniMax API Docs

https://platform.minimax.io/docs/api-reference/api-overview?utm_source=chatgpt.com

15 16 Messages API - Models - MiniMax API Docs

https://platform.minimax.io/docs/api-reference/text-chat-anthropic?utm_source=chatgpt.com

18 M Plan overview - Models - MiniMax API Docs

https://platform.minimax.io/docs/m-plan/intro?utm_source=chatgpt.com

20 Upload File - Models - MiniMax API Docs

https://platform.minimax.io/docs/api-reference/file-management-upload?utm_source=chatgpt.com

27 Offering Zero Data Retention for frontier models

https://openai.com/index/offering-zero-data-retention-for-frontier-models/?utm_source=chatgpt.com

28 35 86 特許法

https://laws.e-gov.go.jp/law/334AC0000000121?utm_source=chatgpt.com

29 78 Distributed training methods, devices, computer equipment, and ...

https://patents.google.com/patent/CN122154843A/en?utm_source=chatgpt.com

30 CN120525048A - 一种模型推理方法和装置

https://patents.google.com/patent/CN120525048A/zh?utm_source=chatgpt.com

31 WO2024007849A1 - 面向智能计算的分布式训练容器调度

https://patents.google.com/patent/WO2024007849A1/zh?utm_source=chatgpt.com

32 基于计算单元部署的模型推理方法、装置、设备及介质

https://patents.google.com/patent/CN117494816B/zh?utm_source=chatgpt.com

33 WO2025241433A1 - 一种角色扮演对话数据生成方法

https://patents.google.com/patent/WO2025241433A1/zh?utm_source=chatgpt.com

36 50 73 稼ぐ力のための知的財産

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/chizai_bunkakai/document/21-shiryous01.pdf?utm_source=chatgpt.com

37 80 著作権法

https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000048?utm_source=chatgpt.com

39 AIと著作権

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/93903601_01.pdf?utm_source=chatgpt.com

40 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと ...

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94057901_01.pdf?utm_source=chatgpt.com

41 AIと著作権 II

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_02.pdf?utm_source=chatgpt.com

44 81 不正競争防止法

https://laws.e-gov.go.jp/law/405AC0000000047?utm_source=chatgpt.com

47 72 LICENSE・MiniMaxAI/MiniMax-M3 at main

https://huggingface.co/MiniMaxAI/MiniMax-M3/blob/main/LICENSE?utm_source=chatgpt.com

49 85 MiniMax App and Web Terms of Service

https://www.minimax.io/audio/doc/terms-of-service.html?utm_source=chatgpt.com

51 FAQ - Models - MiniMax API Docs

https://platform.minimax.io/docs/m-plan/faq?utm_source=chatgpt.com

52 82 生成AIサービスの利用に関する注意喚起等について

https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/230602_AI_utilize_alert/?utm_source=chatgpt.com

53 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律 ...

https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_act/ai_act.html?utm_source=chatgpt.com

55 MiniMax API Platform

<https://platform.minimax.io/protocol/terms-of-service>

56 57 84 Introducing GPT-6.1 Sol

https://openai.com/index/introducing-gpt-6-1-sol/?utm_source=chatgpt.com

58 71 OpenAI Services Agreement

https://openai.com/policies/services-agreement/?utm_source=chatgpt.com

- 59 **Enterprise privacy at OpenAI**
https://openai.com/enterprise-privacy/?utm_source=chatgpt.com
- 60 **Introducing Claude Sonnet 5.5**
https://www.anthropic.com/claude-sonnet-5-5?utm_source=chatgpt.com
- 61 **Pricing - Claude Platform Docs**
https://docs.anthropic.com/en/docs/about-claude/pricing?utm_source=chatgpt.com
- 62 **Expanded legal protections and improvements to our API**
https://www.anthropic.com/news/expanded-legal-protections-api-improvements?utm_source=chatgpt.com
- 63 **Legal and compliance - Claude Code Docs**
https://docs.anthropic.com/en/docs/claude-code/legal-and-compliance?utm_source=chatgpt.com
- 64 **Developer's guide to Gemini 3.8 Flash**
https://docs.cloud.google.com/gemini-enterprise-agent-platform/models/guides/gemini-3-8-flash?utm_source=chatgpt.com
- 65 **Agent Platform Pricing | Google Cloud**
https://cloud.google.com/gemini-enterprise-agent-platform/generative-ai/pricing?utm_source=chatgpt.com
- 66 **Service Specific Terms**
https://cloud.google.com/terms/service-terms?utm_source=chatgpt.com
- 67 **Model versions and lifecycle | Gemini Enterprise Agent ...**
https://docs.cloud.google.com/gemini-enterprise-agent-platform/models/model-versions?utm_source=chatgpt.com
- 68 **DeepSeek-V4.1-Flash-1017: Wish-Driven Programming ...**
https://api-docs.deepseek.com/news/news261017/?utm_source=chatgpt.com
- 69 **Models & Pricing | DeepSeek API Docs**
https://api-docs.deepseek.com/quick_start/pricing/?utm_source=chatgpt.com
- 74 **AIと著作権に関する チェックリスト&ガイダンス**
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/seisaku/r06_02/pdf/94089701_05.pdf?utm_source=chatgpt.com
- 83 **China's MiniMax launches updated AI model M3.1 Flash, claims major improvements**
https://www.reuters.com/world/asia-pacific/chinas-minimax-launches-updated-ai-model-m31-flash-claims-major-improvements-2026-10-19/?utm_source=chatgpt.com